

## ○ 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月31日）（抄）

総務省においては、平成17年3月29日、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、各地方公共団体に対し、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成していくことによって、行政自らの役割を重点化していくことを基本とした「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）を示して、積極的な行政改革の推進に努めるよう助言した。

これを受け、各地方公共団体においては民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取組を住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」の公表をはじめ、各般の行政改革に積極的に取り組んでいるところである。

今後は、新地方行革指針及び各地方公共団体自ら住民に対して公表した「集中改革プラン」に基づき、「集中改革プラン」に明示した数値目標等の実現に向け着実に取り組むことが求められている。

さらに、新地方行革指針策定後、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）が成立・施行され、簡素で効率的な政府の実現に向け、地方公共団体においてもさらに取り組むべき新たな課題が明らかにされるとともに、行政改革の更なる推進のための新たな手法も制度化されたところである。

このため、行政改革推進法及び公共サービス改革法を踏まえるとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）を受け、新地方行革指針に加え、行政改革の更なる推進のための指針を以下のとおり示すこととし、これを参考として、各地方公共団体において、一層の行政改革の推進に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言するものである。

## 記

### 第1 総人件費改革

#### 3 第三セクター等の人件費

（5）地方公共団体と第三セクター等との随意契約については、国の取組（「随意契約の適正化等について」（平成18年6月28日総行第96号））を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組むこと。